

○北海道後期高齢者医療広域連合監査委員の所管に係る北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規程

制 定 平成19年8月7日監査委員規程第2号

監査委員は、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第16号）第27条の規定に基づき、この規程を制定する。

監査委員が行う公文書の開示等に関し必要な事項については、北海道後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合規則第12号）の例による。

附 則

この規程は、平成19年8月7日から施行する。